

# 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続
局名	社会・援護局

## I. 生活保護法に関する手続き

### 1 手續の概要及び電子化の状況

#### (1) 指定の申請

##### ① 手續の概要

生活保護法における指定を受けようとする各機関の開設者もしくは施術者は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事（政令市及び中核市の中核市長も含む。以下同じ。）に申請する。  
(保護課長通知において申請書様式を示している。)

##### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

#### (2) 指定後の更新

##### ① 手續の概要

指定医療機関は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うので、更新を受けようとする医療機関の開設者は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に申請する。  
(保護課長通知において申請書様式を示している。)

##### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

#### (3) 指定後の変更

##### ① 手續の概要

指定を受けた各機関は、その名称や住所等に変更があった場合、又は事業を廃止、休止及び再開した場合は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に申請する。

##### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

#### (4) 指定の辞退

##### ① 手續の概要

指定を受けた各機関は、その指定を辞退することができ、その旨を記載した届書を都道府県知事に提出する。

##### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

#### (5) 指定介護機関の指定を不要とする別段の申出

##### ① 手續の概要

介護機関においては、その種類に応じ介護保険法の指定又は許可があったときは、同時に生活保護法上の指定を受けたものとみなされる。ただし、あらかじめ別段の申出をしたときはこの限りではないとされており、この申出は、生活保護法施行規則に定められている書類を都道府県知事に提出することとされている。

##### ② 電子化の状況

各自治体は申請書等に法人印等の押印を求めていることから、電子化は行われていない。

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

指定医療機関である事業者及び指定権者である都道府県等へのヒアリングを平成 29 年度に実施した結果、指定及び更新に係る申請書様式が簡素であることから、特段負担となっている手続はなく、また、返戻による補正もほとんどないとの回答が得られた。相談対応体制の充実、標準処理期間の設定、処理期間の短縮については、特に要望は無かった。

平成 29 年度以降も、必要に応じて、ヒアリングを実施し、申請書様式（デジタル化含む）や標準処理期間の設定等について改善の必要があるかどうか状況を把握していくこととしている。

具体的の削減方策として、可能な限り指定及び更新に係る申請書様式の記載項目を見直すことにより、申請書作成時間の削減を図ることとする。この結果、指定の申請では 35 %、指定の更新では 33 % の削減が見込まれる。

当該見直しについては、平成 29 年度中の検討を踏まえ、平成 30 年度に指定書の項目の改正（「病床数」等の項目の削除）について検討した。平成 31 年度については、ヒアリングを行い、その結果を踏まえて平成 31 年 4 月に様式例を改正し、年度中の削減効果を確認する。

また、その他の手続については、指定を行うこととされている地方公共団体における、各種様式の統一化についてのニーズを把握し必要な対応を行うとともに、不要な書類の提出を求めるよう周知を行う。

また、押印・電子証明の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日 e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

### （1）指定の申請

記載事項の見直し　　書類作成時間　　35 %削減

### （2）指定後の更新

記載事項の見直し　　書類作成時間　　33 %削減

## 3 コスト計測

### 1. 選定理由

生活保護法に基づく指定医療機関等に関する手続のうち、「指定の申請」及び「指定の更新」に係る手続件数が多いため。

### 2. コスト計測の方法及び時期

事業者へのヒアリングにより、申請書類の作成について平成 29 年 6 月にコスト計測を実施済み。次年度以降については、7 月頃に実施予定。

※平成 30 年度は見直しを行っていないため、コスト計測結果は昨年の結果を維持。

書類の作成に係るコスト（記載事項別）

記載事項	所要時間
病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地	5 分
病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名または名称	
病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所	
診療科名	
病床数	1 分
保険医療機関である旨及びその有効期間	2 分
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定の有無及びその指定日	2 分
生活保護法第 49 条の 3 第 4 項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	1 分
その医師等の氏名	3 分
（更新時のみ）現に受けている生活保護法による指定の有効期間の満了日	1 分

署名	3分
計	17分（指定） 18分（更新）

## II. 社会福祉士及び介護福祉士法に関する手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### (1) 喀痰吸引等事業者の登録

##### ① 手続の概要

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (2) 喀痰吸引等事業者の名称等の変更の届出

##### ① 手続の概要

喀痰吸引等事業者の登録を受けた者は、名称等を変更しようとするとき及び変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (3) 登録特定行為事業者の登録

##### ① 手続の概要

自らの事業又はその一環として、特定行為（認定特定行為業務従事者が行うものに限る。）の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、都道府県知事の登録を受けなければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (4) 登録特定行為事業者の名称等の変更の届出

##### ① 手続の概要

登録特定行為事業者は、名称等を変更しようとするとき及び変更があったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

#### (5) 登録特定行為事業者の喀痰吸引等業務を行わなくなったときの届出

##### ① 手続の概要

登録特定行為事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

##### ② 電子化の状況

都道府県の裁量により手続の電子化が可能であるため不明。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

上記の手続について、法令で定められた書類以上のものを求めるをしていないかなどを踏まえてサンプル調査（調査対象は「3 コスト計測」に記載）を平成29年度に実施した。その結果、法令で定められた書類以外のものを求めていた例はほぼなかったが、書類の提出方法を郵送にするよう徹底した場合、12%の削減効果が見込まれた。

この結果を踏まえ、都道府県に対し、上記の手続について書類の提出方法を可能な限り郵送とするよう周知を図るとともに、不要な添付書類の提出（法人定款等行政機関が容易に入手できる情報の再提出を含む。）を求めないこと（登記事項証明書等の添付省略については、デジタルガバメント実行計画に基づく添付書類の撤廃に向けた取組や法人登記情報連携の状況を踏まえ、検討する。）、申請書に係る記入例を示すこと、申請者からの相談対応体制の充実に努めること、申請に係る標準的な処理期間を定めて公表すること、早期の処理や申請者からの審査に係る進捗状況の問い合わせに対して情報提供することといった

取組に努めるよう周知を図る。この周知は、都道府県の取組の実効性が上がるよう、平成 31 年度までの毎年度において行う。

また、押印・電子証明の不要化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成 30 年 7 月 20 日 e-ガバメント閣僚会議決定）に基づいて策定された「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）を踏まえ検討する。

### 3 コスト計測

平成 29 年度にサンプル調査対象の都道府県における事業者へのヒアリングを行い、各手続における 1 件あたりの平均作業時間を算出。平成 30 年度は都道府県に対して各手続に係る書類提出方法等の状況を調査（平成 30 年 10 月実施）し、その結果を踏まえて算出。翌年度も 10 月頃を予定。

#### （1） 喫痰吸引等事業者の登録（※ 1）

$$1 \text{ 件あたり } 295 \text{ 分} \times \text{ 登録件数 } 124 \text{ 件} = 36,580 \text{ 分}$$

（コスト（1 件あたり）の内訳）

- ・ 書類作成：200 分
- ・ 事前相談：45 分
- ・ 書類提出：50 分（平成 30 年度は 16 分）

#### （2） 喫痰吸引等事業者の名称等の変更の届出（※ 2）

$$1 \text{ 件あたり } 40 \text{ 分} \times \text{ 届出件数 } 282 \text{ 件} = 11,280 \text{ 分}$$

（コスト（1 件あたり）の内訳）

- ・ 書類作成：35 分
- ・ 事前相談：0 分
- ・ 書類提出：5 分

#### （3） 登録特定行為事業者の登録（※ 3）

$$1 \text{ 件あたり } 290 \text{ 分} \times \text{ 登録件数 } 2,161 \text{ 件} = 626,690 \text{ 分}$$

（コスト（1 件あたり）の内訳）

- ・ 書類作成：170 分
- ・ 事前相談：75 分
- ・ 書類提出：45 分（平成 30 年度は 29 分）

#### （4） 登録特定行為事業者の名称等の変更の届出（※ 3）

$$1 \text{ 件あたり } 50 \text{ 分} \times \text{ 届出件数 } 6,242 \text{ 件} = 312,100 \text{ 分}$$

（コスト（1 件あたり）の内訳）

- ・ 書類作成：35 分
- ・ 事前相談：5 分
- ・ 書類提出：10 分（平成 30 年度は 5 分）

#### （5） 登録特定行為事業者の喫痰吸引等業務を行わなくなったときの届出（※ 3）

$$1 \text{ 件あたり } 20 \text{ 分} \times \text{ 届出件数 } 211 \text{ 件} = 4,220 \text{ 分}$$

（コスト（1 件あたり）の内訳）

- ・ 書類作成：10 分
- ・ 事前相談：5 分
- ・ 書類提出：5 分

※ 1 調査対象：平成 28 年度に登録実績のあった 5 都道府県

※ 2 調査対象：平成 28 年度に登録実績のあった 3 都道府県

※ 3 調査対象：平成 28 年度に登録実績のあった都道府県のうち手続件数が多かった 10 都道府県